

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 競争入札に付する事項

(1) 委託名

焼却飛灰リサイクル事業業務委託

(2) 委託内容

清掃事務所から排出される焼却飛灰のリサイクル業務

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 焼却飛灰搬出期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 焼却飛灰量(搬出期間予定量)

275 t (5 ヶ月間分：数量は概算であり実際の引渡し量については増減する)

2 契約を担当する部課等の名称

舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ 4 に掲げる競争入札参加資格の確認をうけた者のみが、この入札に参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 2 4 年告示第 1 7 1 号）に基づく入札参加等除外措置（以下「入札参加等除外措置」という。）を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更

- 生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (6) 本市の競争入札参加資格を有していること（共同企業体の場合は、構成員の全てが本市の競争入札参加資格を有していること）。
- (7) 焼却飛灰の一次運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を満たしている者であって、次の条件（ア）を満たすものであること。
- ア 審査基準日（令和 5 年 9 月 15 日をいう。以下同じ。）の直近 5 年間に公的機関が排出する焼却飛灰の運搬実績を有し、かつ、運搬用の事業用車両（ジェットパック車）を所有している者であること。
- (8) 焼却飛灰の前処理業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を満たしている者で、100 トン/日以上（品目が焼却灰・焼却飛灰に限る）の処理能力があり、審査基準日の直近 5 年間に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する焼却飛灰の前処理をした実績を有しているものであること。
- (9) (8) で前処理を行った焼却飛灰の運搬を行なう二次運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を満たしている者であって、次の条件(ア、イ)を満たすものであること。
- ア 審査基準日の直近 5 年間に (8) により、前処理した焼却飛灰の運搬実績を有している者であること。
- イ 運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たしている者であること。
- (10) (8) により前処理した焼却灰の資源化処理業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を満たしている者で審査基準日の直近 5 年間に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する焼却飛灰を資源化（セメント原料化）した処理実績を有しているものであること。

○参加資格の条件と方法の一覧（①、②どちらの方法でも可。○の条件が必要。）

| 方法 条件 | ①1社（入札者） が全ての業務を 行なう場合 | ②複数の業者により構成する共同企業体として業務を行なう場合 | | | |
|-----------|------------------------------|-------------------------------|---------|----------|---------|
| | | A 一次運搬業者 | B 前処理業者 | C 二次運搬業者 | D 資源化業者 |
| | | 入札者は共同企業体の代表 | | | |
| 3.(1)~(6) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3.(7) | ○ | ○ | — | — | — |
| 3.(8) | ○ | — | ○ | — | — |
| 3.(9) | ○ | — | — | ○ | — |
| 3.(10) | ○ | — | — | — | ○ |

4 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて市長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

(1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

(2) 事前実績確認

ア 申請書の提出を希望する者は、上記3.(7)から3.(10)の実績等について、次のとおり事前の確認を受ける必要がある。

- ・ 令和5年9月11日(月)までに舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所(TEL0773-63-1614)へ連絡のうえ、確認日時及び確認場所の指定を受けること(令和5年9月15日を予定)。
- ・ 実績確認に必要な書類等は持参又は郵送によるものとする。
- ・ 事前実績確認の結果は公表しない。

イ 実績確認に必要な書類等

- ・ 輸送に使用する車両の自動車検査証の写し
- ・ 使用車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明するもの(当該部分の分かる写真等)
- ・ 輸送経路を記した地図(※)
- ・ 焼却飛灰を有効利用する施設の概要を説明する書類(パンフレット等)(※)
- ・ 直近5年間の公的機関における焼却飛灰の前処理・資源化業務の契約書の写し
- ・ 直近5年間の公的機関における焼却飛灰の運搬業務の契約書の写し
- ・ 計量証明の提出方法(計画、様式任意)(※)
- ・ 業務委託共同企業体協定書(様式7)(※)
(複数の業者により構成する共同企業体として業務を行なう場合)
- ・ 業務分担内訳書(様式2)(※)
(各業務を行なう業者が複数になる場合)

実績確認後に書類は返却するが、(※)印の書類については、契約時に契約書の添付書類として提出が必要。

ウ 実績等があると確認した場合は、担当課から「実績確認書」を交付する。

(3) 申請書及び資料の受付

ア 受付期間 令和5年9月15日(金)まで

(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時15分まで)

イ 受付場所

〒625-0062 舞鶴市字森 1515

舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、受付場所に、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法によること。

封筒表には、「焼却飛灰リサイクル事業業務委託申請書在中」と記載すること。

エ 提出書類

① 入札参加資格確認申請書（様式1）

② 実績確認書（4.（2）で担当課から交付されたもの）

③ 返信用封筒（第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼ったもの）

オ 提出部数は、各1部とする。

（4）競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和5年9月20日（水）に通知する。

（5）競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出(持参)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

（6）質問の受付

質問がある場合には、次のとおり書面（様式3）により提出することとし、書面は下記へE-mailにより提出すること。

ア 受付期限 公告日から令和5年9月15日（金）まで。ただし、最終日は正午まで

イ 質問宛先 舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所

ウ 電話番号 0773-63-1614

エ E-mail : k-shisetsu@city.maizuru.lg.jp

（7）（6）の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた者にE-mailにより送信する。

回答日 令和5年9月20日（水）

（8）その他

ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料等は、返却しない。

ウ 現地の確認を希望する場合は、令和5年9月8日（金）までに舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所(TEL0773-63-1614)へ連絡すること。

エ 本入札に参加希望の方で焼却飛灰が必要な場合は、別途提供するので、令和5年9月8日（金）までに舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所(TEL0773-63-1614)へ連絡すること。

5 郵便による入札書の提出方法

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

○郵便による入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は5.(2)の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定として郵送すること。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (2) 配達指定：日令和5年9月27日（水）又は9月28日（木）
- (3) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「焼却飛灰リサイクル事業業務委託入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること。
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届（様式5）を郵送（この場合方法は問わない。）又は持参により提出すること。
- (6) 入札書の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課

○持参による入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は5.(2)の書類を令和5年9月27日（水）又は9月28日（木）の午前9時から17時15分までに舞鶴市総務部契約検査室契約課（舞鶴市字北吸1044番地）まで、持参すること。
提出期日以前、入札（開札）当日の持参は受け付けしない。
- (2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「焼却飛灰リサイクル事業業務委託入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること。
- (3) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届（様式5）を郵送（この場合方法は問わない。）又は持参により提出すること。

(2) 入札書類

次の書類をそろえること。

- ・入札書（様式4）
- ・競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し
- ・委任状（市指定様式）【代理人による入札の場合】

6 入札（開札）執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和5年9月29日（金）14時00分
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044
舞鶴市役所 別館4階 411会議室

7 入札の方法

- (1) 複数の業者により構成する共同企業体として業務を行なうものについては、代表者が入札を行なうものとする。
- (2) 入札書には「焼却飛灰リサイクル事業業務委託仕様書」に記載のある業務内容の合計金額を記入すること。落札の判断は、合計額とする。
- (3) 入札は、1トンあたりの金額(1トン当たりの処理費+1トン当たりの運搬費)とする。
- (4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

9 再度入札

入札において落札者がいない場合は、初度の入札において無効となった者を除き再度郵送入札を行なう。この場合、再度入札は1回とし、開札日等はあらためて指定する。

10 落札者の決定等

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

11 立会人

開札には、入札参加者のうち立ち会いを希望する方は入札参加者1社につき1名立ち会うことができる。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせて行なう。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手續等を行なう。

12 くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行なう。

- (1) 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示(○印し)をする。
- (2) 立会人のうちの1名が、(1)のくじの直線のそれぞれ1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行なう。)
- (3) 立会人のうち(2)の手續を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行なう。)
- (4) 入札担当職員は、(1)と(2)で作成されたくじの番号と(3)で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。

(5) 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

1 3 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、速やかにホームページにより公表する。

1 4 入札保証金

免除する。

1 5 契約保証金

免除する。

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

1 7 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結までの期間に、本市の入札参加停止若しくは入札参加等除外措置を受けた場合又は3.(5)に該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

1 8 契約書の作成

作成を要する。

1 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額(1.(5)の年間予定数量に単価を乗じた金額)の100分の5相当額の違約金を徴収する。17.(2)に入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

2 0 問い合わせ

業務の内容等不明な点については下記までお問い合わせください。

(業務内容に関する事) 舞鶴市市民文化環境部環境対策室環境施設課清掃事務所

(電話 0773-63-1614)

(入札に関する事) 舞鶴市総務部契約検査室契約課(電話 0773-66-1065)

以上